

ジョイゾービジネスサービス利用規約

第 1 条 利用規約の適用

- (1) 株式会社ジョイゾー（以下、「JOYZO」）は、この利用規約（以下、「本規約」）のすべての条項を厳守することを条件として、使用者に対し JOYZO の提供する本サービス（以下、本サービス）の使用を許諾します。本サービス利用する場合、本規約を理解し、同意したものとみなします。
- (2) 本規約は、お客様と JOYZO との間の法的合意であり、本サービスを利用する全てのお客様に適用されます。
- (3) 本規約と個別の利用規約の規定が異なる時は、個別の利用規約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。
- (4) 本サービスを利用するユーザー全てが本規約に同意したとみなします。
- (5) 他の第三者に対し、本サービスの使用权を譲渡し、または再使用を許諾するなどにより、本サービスを使用させることはできません。

第 1 条の 2 本規約の変更

- (1) JOYZO は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - ① 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) JOYZO は、規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期をユーザーに通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法によりユーザーに周知します。
- (3) 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後にユーザーが本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内にユーザーが解約の手続きをとらなかった場合、当該ユーザーは本規約の変更に同意したものとみなします。

第 2 条 定義

- (1) 「お客様」とは、本規約を承認のうえ、JOYZO 所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体および、JOYZO によって本サービスのご利用を許諾された方をいいます。
- (2) 「提携先」とは、JOYZO との間で、本サービスに関連して、自身のコンテンツの利用許諾その他の業務提携を行った方をいいます。

第3条 通知

- (1) JOYZO からお客様への通知は、特段の定めが無い限り、通知内容を電子メール、JOYZO の Web サイトに掲載するなど、JOYZO が適当と判断する方法により行います。
- (2) 前項の規定に基づき、JOYZO からお客様へ通知を電子メールの送信、または JOYZO の Web サイトへの記載により行う場合には、お客様に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信または Web サイトへの記載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条 お客様情報の利用

- (1) JOYZO は、お客様情報等の一部または全部を次の目的のために、利用することがあります。
 - 本サービス提供・管理・運営のため
 - お客様がご利用するにあたり必要な連絡をするため
 - キャンペーン、アンケート等、広告配信、その他製品、サービス等に関するお知らせを送付するため
- (2) JOYZO は以下の場合、お客様情報等を開示することがあります。
 - 本サービスにおいて、提携先が提供するサービスが含まれている場合に当該サービスに関し、お客様からのお問合せ等に対して調査、回答等を要するため、お客様情報等を当該提携先に対して開示する場合
 - お客様が、本サービスに加えて、提携先が提供するサービスに申し込みをされる場合
 - その他、法令に基づく場合

第5条 変更通知

- (1) お客様は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書のお客様にかかわる事項に変更があるときは、速やかに JOYZO に通知するものとします。
- (2) JOYZO は、お客様が前項に従った通知を怠ったことによりお客様が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第6条 無償試用

- (1) お客様は、別途 JOYZO が定める範囲において、本サービスを無償でご試用いただくことができます。
- (2) お客様が有償サービスの正規利用の申し込みを希望する場合は、別途本サービス上で通知

する正規利用の申し込み方法に従い、申し込みのお手続きを行うものとします。

第7条 β版無償試用

- (1) お客様は、お客様ご自身が本サービスの導入検討および本サービスの評価を目的とする場合に限り、別途 JOYZO が定める範囲において、本サービスのβ版（「β版」等、その名称の如何を問わず本サービスが正式にリリースされるまでの間に JOYZO が提供するものを含むものとします。以下、総称して「β版」といいます。）を無償でご試用いただくことができます。
- (2) お客様は、本サービスのβ版の試用において知り得た本サービスに関する一切の秘密を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。また、前項に掲げる目的以外で試用してはいけません。
- (3) 本サービスの正式版がリリースされた後において、β版と同等の仕様・機能を保証するものではありません。また、本サービスの正式版を利用される場合であっても、β版の環境からお客様の登録データ等の移行が完全に問題なくなされること、ならびに JOYZO が移行について助言および支援することを保証するものでもありません。なお、本サービスのβ版の機能、不具合その他本サービスのβ版に関する問い合わせがされた場合であっても、JOYZO が助言および支援することを保証するものではありません。

第8条 サービス期間

- (1) 有償サービス期間は以下のとおりとします。
 - 1ヶ月単位で本サービスを利用（以下、「月額利用」といいます）される場合、利用契約が成立した月の翌月1日から1ヶ月間で、終了の通知が無ければ、翌月以降も同一内容で更新されるものとします。
 - 年間単位で本サービスを利用（以下、「年額利用」といいます）される場合、利用契約が成立した月の翌月1日から1年間とします。
 - 別段の定めがある場合を除き、サービス期間中の途中解約はできません。

第9条 サービス料金

- (1) 有償サービスのご利用料金は、本サービスのライセンスによって変わります。サービス料金の詳細につきましては、ホームページ等の価格表をご確認ください。また、有償サービスの提供を受けるにあたり初期費用が別途かかる場合があります。なお、有償サービスのご利用にあたり、kintone の使用料、通信事業者に対して発生する通信費、パケット料金その他発生する通信関係費用等については、当該サービス料金には含まれません。お客様

ご自身が、別途通信事業者に対してお支払ください。

- (2) 契約時にキャンペーン価格が適用される場合は、適用期間経過後は通常料金が適用されません。
- (3) お客様はサービス期間に応じて、個別に定める支払期日までに該当のサービス料金を支払うものとします。
- (4) お客様は、サービス料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息として JOYZO に対してお支払いいただく場合があります。なお、年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします。
- (5) 別段の定めがある場合を除き、既に支払われたサービス料金についての返金等は一切行いません。

第 10 条 ライセンス変更・終了

- (1) 有償サービスのライセンス変更、ユーザー数変更等の取扱いは、以下のとおりとします。
 - 月額利用の場合：お客様は、JOYZO が指定する方法で、JOYZO に通知することで、サービスの変更を行うことができます。また、JOYZO がサービスの変更の通知を受け付けた月の翌月から変更後の内容に基づくサービス料金を適用するものとします。
 - 年額利用の場合：お客様は、JOYZO が指定する方法で、JOYZO に通知することで、サービスのグレードアップまたはユーザー数追加を行うことができます。JOYZO は、サービスの変更の通知を受け付けた月の翌月からサービス期間満了までの期間の月数に応じた新グレードと旧グレードとの差額のお支払いを条件に変更した内容を適用します。但し、いかなる場合も、サービス期間中におけるグレードダウンには対応しないものとし、既に支払われたサービス料金についての返金等は一切行いません。
- (2) 有償サービスの終了を希望するお客様は、サービス終了希望月の前月末日の 5 営業日前までに JOYZO 指定の方法で、JOYZO に通知し、所定の手続きを行うものとします。所定の手続きがない場合、月額利用の場合には 1 ヶ月間、年額利用の場合には 1 年間、自動的に契約を更新するものとし、以降も同様とします。

第 11 条 一時的な中断及び提供停止

- (1) 本サービスにおいて、必要に応じて定期メンテナンスを行います。定期メンテナンス時にはシステムの一時停止や一部機能が利用できないことがあります。メンテナンスの予定は、24 時間前までに本サービスのホームページ等で告知するものとします。

- (2) JOYZO は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を停止又は中断することができるものとします。
- 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - コンピュータや通信回線の事故など運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - その他、本サービスの停止又は中断が必要と合理的に判断した場合
- (3) JOYZO は、お客様が第 12 条（JOYZO からの利用契約の解約）第 1 項各号のいずれかに該当する場合、またはお客様が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- (4) JOYZO は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してお客様等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 12 条 JOYZO からの利用契約の解約

- (1) JOYZO は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
- 本規約に違反したとき
 - 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - 利用契約等に違反し JOYZO がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - JOYZO からの連絡に対して 1 か月以上応答がないなど、利用契約の適切な履行が期待できないとき
 - その他 JOYZO が不相当と判断したとき。
- (2) 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、お客様は、JOYZO に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに JOYZO に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。
- (3) JOYZO は、本条に基づき JOYZO が行った行為によりお客様およびユーザーに生じた損害

について一切の責任を負いません。

第 13 条 本サービスの変更・廃止

- (1) JOYZO は、お客様に通知することなく、本サービスの内容を変更または本サービスの提供を中止することができるものとします。なお、本サービスの変更にあって、変更前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。また、それによってお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 14 条 契約終了後の処理

- (1) お客様は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって JOYZO から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに JOYZO に返還し、お客様設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、お客様の責任で消去するものとします。
- (2) JOYZO は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたってお客様から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちにお客様に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、JOYZO の責任で消去するものとします。

第 15 条 自己責任の原則

- (1) お客様は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者(認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。お客様が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- (2) 本サービスを利用してお客様等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、お客様の責任で提供されるものであり、JOYZO はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
- (3) お客様は、お客様等がその故意又は過失により JOYZO に損害を与えた場合、JOYZO に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第 16 条 ユーザーID・パスワード・ライセンスキーの管理

- (1) お客様は、自己の責任で、本サービスに関するユーザーID 及びパスワード、ライセンスキーを第三者に不正利用されないよう、厳重に管理します。

- (2) ユーザーID 及びパスワード、ライセンスキーを利用して行われた本サービス上の一切の行為はお客様の行為とみなします。
- (3) JOYZO は、ユーザーID 及びパスワード、ライセンスキーの管理不十分等によって生じた損害に関する責任を負いません。
- (4) お客様は、本サービス上のアカウントを第三者に対して貸与、譲渡、売買、質入、又は利用させる等の行為をすることはできません。

第 17 条 設備設定・維持

- (1) お客様は、自己の費用と責任において、JOYZO が定める条件にてお客様設備を設定し、お客様設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

第 18 条 サービスに関する制限事項

- (5) お客様は、本サービスあるいは本サービスに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行うことはできません。また、利用契約に基づいて提供される本サービスを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾することはできません。
- (6) お客様は、本サービスあるいは本サービスに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本サービスの派生製品を作成することはできません。また、本サービスは 1 つの製品として許諾されており、お客様はその構成部分を分離して使用することはできません。

第 19 条 知的財産権

- (1) 本サービスに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は JOYZO に帰属します。
- (2) 本サービスの利用によりアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第 20 条 禁止事項

- (1) お客様は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - 法令若しくは公序良俗に違反し、又は JOYZO 若しくは第三者に不利益を与える行為
 - 反社会的勢力に対して直接または間接的に利益を与える行為
 - JOYZO 若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、

又は侵害するおそれのある行為

- JOYZO、提携先、他のお客様、または第三者の知的財産権等を侵害する行為
 - JOYZO、提携先、他のお客様、または第三者の財産・信用・名誉等を毀損する行為および、プライバシーに関する権利、肖像権その他の権利を侵害する行為
 - 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - JOYZO の許諾なく派生サービスを作成し配布する行為
 - JOYZO および第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - その他、JOYZO が不適切と判断する行為
- (2) お客様は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに JOYZO に通知するものとします。
- (3) JOYZO は、本サービスの利用に関して、お客様等の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること又はお客様等の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中止又は一時停止し、第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、JOYZO は、お客様等の行為又はお客様等が提供又は伝送する(お客様の利用とみなされる場合も含みます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。

第 21 条 損害賠償の制限

- (1) 本サービスに関し、JOYZO または本サービスの供給者に損害賠償責任が生じた場合の上限は、お客様に損害が発生した月に係る利用料の 1 ヶ月分相当額を上限とします。但し、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合であっても、JOYZO は、お客様その他の

第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じた他のサービスを利用したこと、または利用しなかったことにより発生した営業価値・営業利益の損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の間接的、偶発的、特殊的、付随的、結果的または懲罰的損害について責任を負いません。JOYZO がそのような損害発生の可能性について事前に知らされていた場合、および直接損害の発生が JOYZO の責めに帰すべき事由によらない場合も同様とします。

- (2) お客様が本サービスの利用を通じて、JOYZO または第三者に対して損害を与えた場合、当該お客様は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、JOYZO に対しいかなる補償・補填も請求し得ないものとします。
- (3) 本サービスの利用を通じて、お客様と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様の責任において当該紛争を解決するものとし、JOYZO に対し、仲裁、照会その他のいかなる請求もできないものとします。また、かかる紛争に関連して、お客様の故意または重過失により、JOYZO が当該第三者への賠償その他の損害（弁護士費用を含む）を被った場合、JOYZO はお客様に対し、当該損害額について求償できるものとします。

第 22 条 免責

- (1) 本サービス又は利用契約等に関して JOYZO が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、JOYZO は、以下の事由によりお客様等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - お客様設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等お客様の接続環境の障害
 - 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - JOYZO が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
 - 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - JOYZO が定める手順・セキュリティ手段等をお客様等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - 本サービス用設備のうち JOYZO の製造に係らないソフトウェアに起因して発生した損害
 - 本サービス用設備のうち、JOYZO の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害

- kintone の設定不備など JOYZO の運用管理の範囲外に起因して発生した損害
 - 第三者がログイン名を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することによりお客様または第三者に与えた損害
 - 刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - JOYZO の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき JOYZO に過失などの帰責事由がない場合
 - その他 JOYZO の責に帰すべからざる事由
- (2) JOYZO は、お客様等が本サービスを利用することによりお客様と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第 23 条 反社会的勢力の排除

- (1) お客様および JOYZO は、相手方に対し、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客様および JOYZO は前項の表明・確約に反して、相手方または相手方の役員もしくは相手方の従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、JOYZO は事前に通告することなく本サービスの利用を停止し、サービス契約を即時解除することができるものとします。
- (3) 第 12 条（JOYZO からの利用契約の解約）第 2 項、第 3 項の規定は、前項に基づき JOYZO が本サービス契約を解除した場合に準用されるものとします。

第 24 条 準拠法・裁判管轄

- (1) 本規約及び利用契約の準拠法日本法とします。
- (2) 本規約または本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることにお客様も JOYZO も合意するものとします。

以上

附則

制定日：2016 年 1 月 27 日

改正日：2022 年 4 月 25 日